

# 放課後児童クラブにおける保育の質の向上

- 放課後児童クラブの安定運営や放課後児童支援員等の処遇改善に対する支援、監査の質の向上や子どもを性犯罪から守る仕組みを活用し、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】 内閣府

## 1. 提案・要望内容

### (1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童健全育成事業の運営費における基準単価の増額
- 運営費における年間開所日数の要件見直しおよび長時間開所加算（長期休暇等分）の対象拡充

### (2) 放課後児童健全育成事業に対する立入調査の基準の明確化

- 放課後児童健全育成事業の質の向上を図るための立入調査の基準の明確化

### (3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 放課後児童クラブの職員を日本版DBS (Disclosure and Barring Service)の対象職員に追加

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 待機児童を解消し、質の高い保育を提供するため、放課後児童支援員等の人材確保につながる処遇改善が必要。そのための運営費の基準単価の増額が必要である。
- また、年間開所日数250日以上の要件により、土曜日を合同保育で実施している場合や、利用状況によって数日満たなかった場合には交付金が大幅に減額となることについて、現場から切実な声を聞いており、実態に即した見直しが必要である。
- 長時間開所加算については、開所日数に関わらず、長期休暇期間中に1日8時間を超えて開所している実情を踏まえ、見直しが必要である。

### (2) 放課後児童健全育成事業に対する立入調査の基準の明確化

- 令和5年7月、プール活動中に児童が溺死した放課後児童クラブに対しては、長浜市が以前にも立入調査を実施していたものの、経理面に主眼が置かれており、安全対策に関する指導は十分ではなかった。
- 保育所等については、児童福祉法施行令において、原則年1回以上の実地監査の実施が義務付けられ、具体的な監査事項が明示されている一方で、放課後児童健全育成事業の立入調査はそうした基準がなく、市町村が各々の実情により実施し、必要に応じて都道府県も助言等しているところ、実施状況や内容について自治体により差が生じている。
- 子どもの安全安心を確保し、保育の質を高めるため、市町村が実施する放課後児童健全育成事業の立入検査について、全国統一の基準を定める必要がある。

### (3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

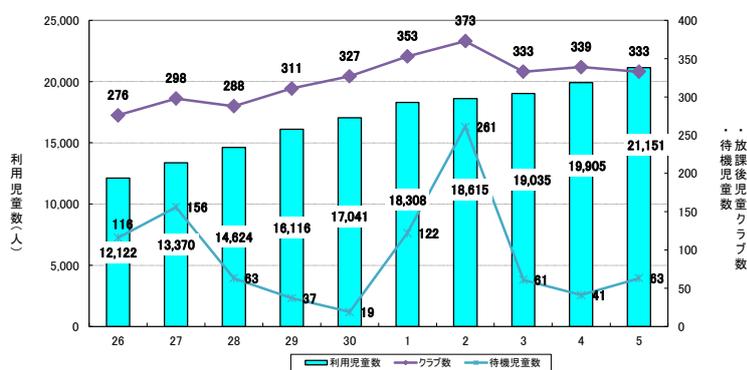
- 児童をわいせつ行為から守るため、放課後児童クラブの職員を日本版DBSの対象職種に盛り込むことが必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、受け皿整備を進めているものの、依然として待機児童が発生している。
- 県内では、新たな開設場所を確保したものの、支援員の確保ができず児童の受け入れができなかった例がある。支援員の安定確保のためには、更なる処遇改善が必要。
- また、土曜日に閉所している事業所において、年間250日に満たないまでも240日以上の開所となることや、長期休暇期間中には1日8時間を超えて開所している実情を踏まえ、施設が安定的に運営できるよう支援の充実が求められている。

■滋賀県の放課後児童クラブの現状



◇子ども・子育て支援交付金交付要綱

・基準額

200～249日 3,099千円

250日以上 4,734千円(差額1,635千円)

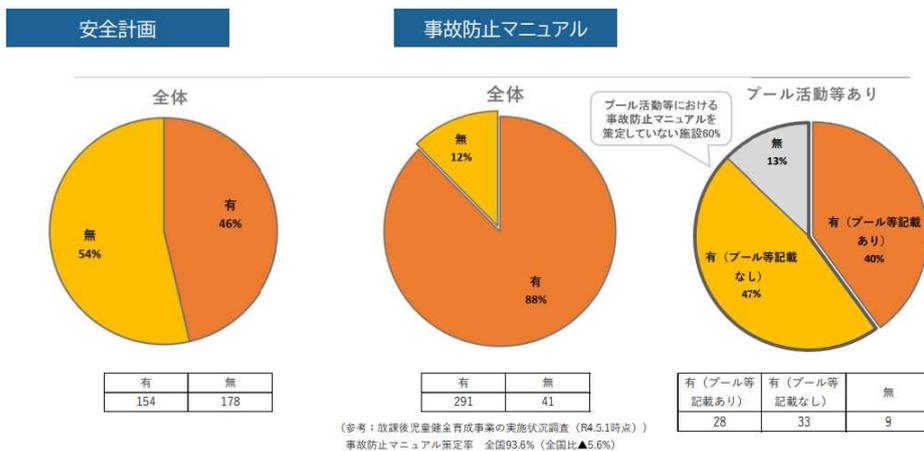
・開所日数が要件となっている加算

長期休暇等に係る長時間開所加算

◇開所日数250日未満のクラブ数 31施設

### (2) 放課後児童健全育成事業に対する立入調査の基準の明確化

- 放課後児童クラブの安全計画および事故防止マニュアルの策定状況



[令和5年8月 放後児童クラブにおけるプール活動等実態調査結果]

- ・計画的に立入調査を行うとともに、立入調査時の確認項目として、これらの策定状況を明確に位置付け、全施設における策定状況を確認、指導する必要がある。

### (3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 本県において、令和4年度にわいせつ行為を理由として放課後児童支援員認定資格を取り消す事案が発生。

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室  
TEL077-528-3553